



りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 11 月 3 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「増値税の輸出還付率の最新調整について(3)」

2008 年 10 月 21 日、中国財政部と税務総局との合名により、中国の増値税輸出還付率の引上げに関する通知が発表されました。2008 年 11 月 1 日より、紡績品や玩具などの労働集約型製品と医薬品などの付加価値の高い製品に対する増値税の輸出還付率の引上げが実施されました。対象品目は 3,486 品目に及び、全品目の 25.8%を占めており、調整後の増値税輸出還付率は5%、9%、11%、13%、14%、17%の6段階となります。内容については以下の通りです。

【品目別の増値税輸出還付率】

	品目	調整前	調整後
①	一部の紡績品、服装、玩具等の労働集約型製品	11%、13%	14%
②	日用品及び陶芸品等の芸術品	5%	11%
③	一部のプラスチック製品	5%	9%
④	一部の家具類	9%、11%	11%、13%
⑤	その他(エイズ治療薬、強化ガラス、ミシン、扇風機、電子制御工作機械等)	5%、9%	9%、11%、13%

今年に入り、中国の輸出産業は金融危機による国際市場の需要減少に加え、人民元高や人件費の上昇により大きな打撃を受け、利益が大幅に減少しています。国家統計局によると、本年度 1 月～9 月 GDP 伸び率は 9.9%、昨年同期比 2.3 ポイント低下しており、内、1.2 ポイントは輸出産業の伸び率鈍化によるものと分析されています。

今回の増値税輸出還付率引上げによる輸出促進策は、輸出企業の競争力向上、世界経済低迷の中国経済への波及に一定の歯止めを掛ける狙いがあります。ただこれにより、中国は高度経済成長路線から、安定的な経済成長を維持する政策への方針転換を余儀なくされたものとも言えます。

照会先：法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に關しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載